

自立支援教育訓練給付金について

●**目的**：ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発の取組を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的としています。

●**対象者**：20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父で、次の全ての条件を満たす方

- ☐ 姫路市内に住所がある
- ☐ 母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている
- ☐ 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる
- ☐ 過去に自立支援教育訓練給付金を受けていない
- ☐ 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付（入学準備金）」等、趣旨を同じくする給付を受けていない

●対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金の対象として厚生労働大臣が指定する教育訓練講座

【対象講座の確認方法】

- ・教育訓練講座検索システム「講座を探したい」で検索

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



- ・講座を開講している各スクールに確認
- ・こども支援課にて相談（希望講座名・職種等がある程度決めた上でご相談ください。）

●支給内容

教育訓練の区分によって、支給割合・上限額が異なります。

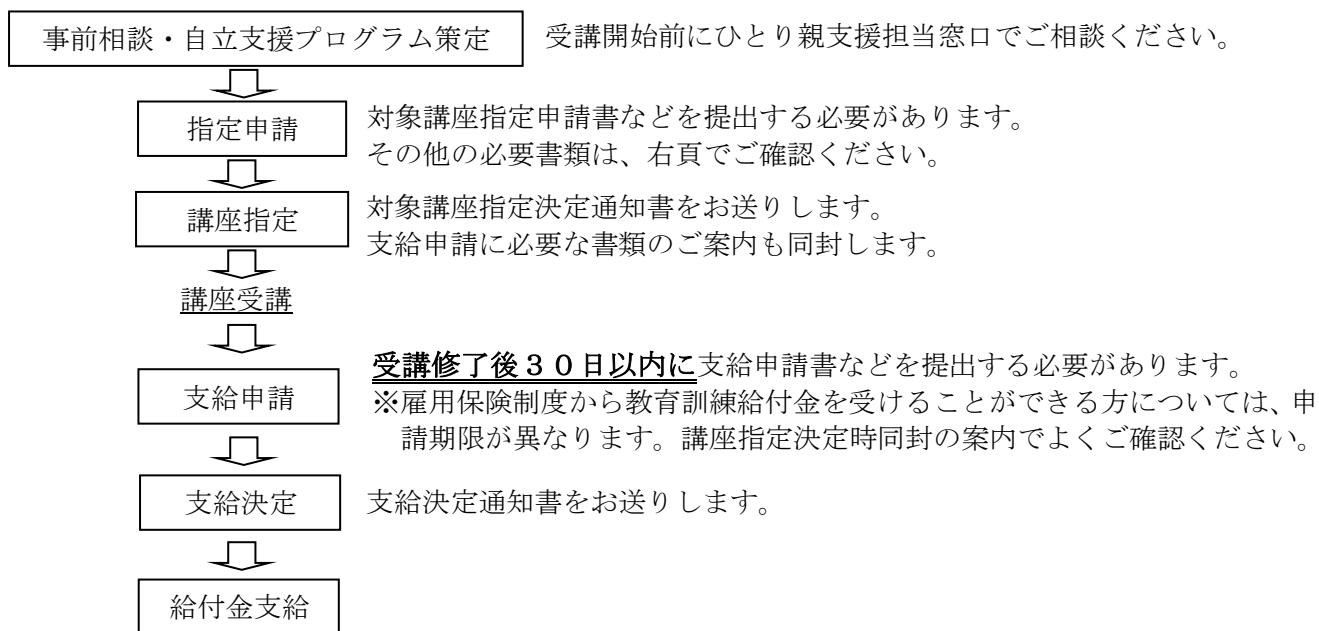
支給額が 12,000 円 を超えない場合は申請できません。

対象となる経費（教育訓練経費）は、入学料および受講料です。

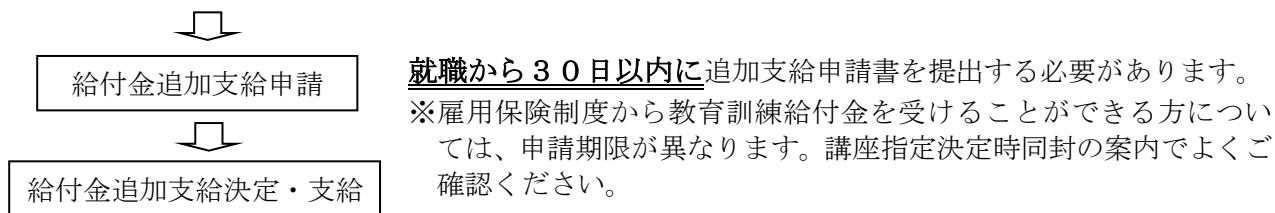
教育訓練の区分	支給額	支給上限額
一般教育訓練	教育訓練経費の60%	20万円
特定一般教育訓練	教育訓練経費の60%	20万円
専門実践教育訓練	教育訓練経費の60%	40万円×修学年数 (上限4年)
受講修了後、1年以内に資格取得・就職した場合	教育訓練経費の85%	60万円×修学年数 (上限4年)

雇用保険制度の教育訓練給付金を受給する方は、上記の額から教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を支給します。教育訓練給付金の支給内容は別紙「雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方へ」をご覧ください。

●お手続きの流れ



【専門実践教育訓練を受講した場合のみ】受講修了から1年以内に資格取得および就職



●申請期限

受講を開始するまで（受講を開始してからでは申請いただけません。）

●申請方法

別表の必要書類を持参のうえ、窓口へお越しください。